

議案第38号

鳥取県障害者自立支援法施行条例の設定について

次のとおり鳥取県障害者自立支援法施行条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県障害者自立支援法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（不服審査会）

第2条 法第98条第1項の規定により法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めるものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に係る処分の内容が法第19条第1項の介護給付費等の支給に係る当該支給を受ける者の負担に関するものであるとき。

(3) その他知事が障害保健福祉に係る専門的な審査を要しないと認めるとき。

(定数等)

第3条 不服審査会の委員の定数は、5人とし、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。

2 会長は、会務を総理する。

3 前2項に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、不服審査会が定める。

(関係人等に対する報酬)

第4条 法第103条第2項の規定により支給すべき報酬については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）別表に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。

(過料)

第5条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽

の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。

- 2 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の任命に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。